

令和4年10月14日

第76期司法修習内定者 各位

司法研修所事務局企画第二課長 堀川 浩司

導入修習における新型コロナウイルス感染症への対応について
(事務連絡)

第76期司法修習は、令和4年11月30日（水）から開始し、同日から12月23日（金）までの間導入修習が実施されますが、先にお知らせしたとおり、導入修習は、適切な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で、司法研修所に司法修習生が参集する方式で行います。その際の留意事項は下記のとおりです。感染の拡大を防止しながら円滑に修習を実施するためには、司法修習生の皆さんのが協力が欠かせません。導入修習期間中は、次の各点に十分留意してください。

記

1 基本的な感染防止策の徹底について

感染を拡大させないためには、基本的な感染防止策（2(1)及び4(1)の場面でのマスクの着用、手洗い、換気の実施を含む三密の回避、体調不良の際は登庁を控えること、昼食時などの感染リスクの高い場面での対策）の徹底が重要です。修習生各自がその重要性を認識し、徹底を心掛けてください。

2 登退庁について

- (1) 公共交通機関を利用する場合、車内では必ずマスクを着用してください。
- (2) 公共交通機関の混雑を招かぬよう、修習生の登庁時間は、次のとおり早出班・遅出班の2班体制とします。班割は後日チームズでお知らせしますので、決められた時間帯に登庁してください。

ア 早出班

登庁時間：午前9時00分～午前9時20分

イ 遅出班

登庁時間：午前9時20分～午前9時40分

- (3) 特に混雑が生じやすい和光市駅と司法研修所との間の路線バス内の混雑緩和のため、和光市駅・司法研修所間は、できる限り徒步で登退庁してください。

徒步での登退庁に支障が出ないようにするために、第76期導入修習期間中、司法研修所では、スーツ、ジャケット、ネクタイ、革靴の着用を必ずしも求めないこととし、チノパン、スニーカーの着用も認めることとします。ただし、カジュアルな服装を無限定に許容する趣旨ではありませんので、過度に派手な柄のものやデニム、ジャージは避けるなど、司法修習の場に相応しい服装を維持するよう、各自が心掛けてください。

3 日頃の体調管理について

- (1) 日頃から体調を把握するように努め、登庁前には寮や自宅等で必ず検温を行い、発熱等の風邪症状がある場合は、登庁を控えてください。
- (2) 上記(1)の事情により登庁を控える場合でも、後記6のとおり、状況により、オンライン受講（出席扱い）が認められます。

4 司法研修所構内での基本的な感染防止策について

- (1) 司法研修所の建物内では、必ずマスクを着用してください。
- なお、マスクの素材については、布やウレタンよりも不織布の方が効果が高いことが示されています。また、すき間のないよう、正しく着用してください。
- (2) 入庁時や教室に入る際等には、手洗いや手指の消毒を励行してください。
- (3) 教室については定期的な換気を行う予定です。換気のための窓の開閉につき、修習生に協力を求める場合がありますので、協力してください。
- (4) 寮における感染防止策については、既に最高裁判所ホームページを通じてお知らせしているとおり、司法研修所司法修習生在寮細則に定めがありますので、入寮する修習生は、これを遵守してください。

5 食事の際の感染防止策について

- (1) 修習生は食堂を利用することができますが、食事の際の感染のリスクが高い

ことに鑑み、食堂では必ず黙食を行い、食事を終えた後は速やかに退出するようにしてください。

- (2) 教室の自席等、食堂以外の場所で昼食をとることもできますが、食事中は黙食を行い、マスクをしない状態で会話をすることのないよう、特に注意してください。
- (3) 司法研修所の外での会食については、その時点における国や地方自治体の要請に従ってください。

6 オンラインでの受講について

新型コロナウイルス感染症への対応の一環として、新型コロナウイルス感染症の陽性者となった者、濃厚接触者に該当する者、感染が疑われる者その他正当な理由がある者については、体調面で受講に支障がない場合に限り、オンラインでの受講（出席扱い）を認めることとします。

オンラインでの受講が必要となった場合の申出の方法及びオンライン受講が認められた場合の受講方法については、司法研修所企画第二課企画係から追ってお知らせしますが、正当な理由がある者に該当するか疑義がある事情が生じた場合は、速やかに司法研修所企画第二課企画係（直通 [] ）に連絡してください。なお、既に司法研修所に連絡をした修習生は、改めて連絡をする必要はありません。

7 新型コロナウイルス感染症陽性の場合の連絡先について

修習生自身が陽性となった場合、保健所又は医療機関の指示に従うとともに、オンライン受講をするか否かにかかわらず、平日の午前8時30分から午後5時30分までの間に、企画係に電話で連絡をしてください。

以上